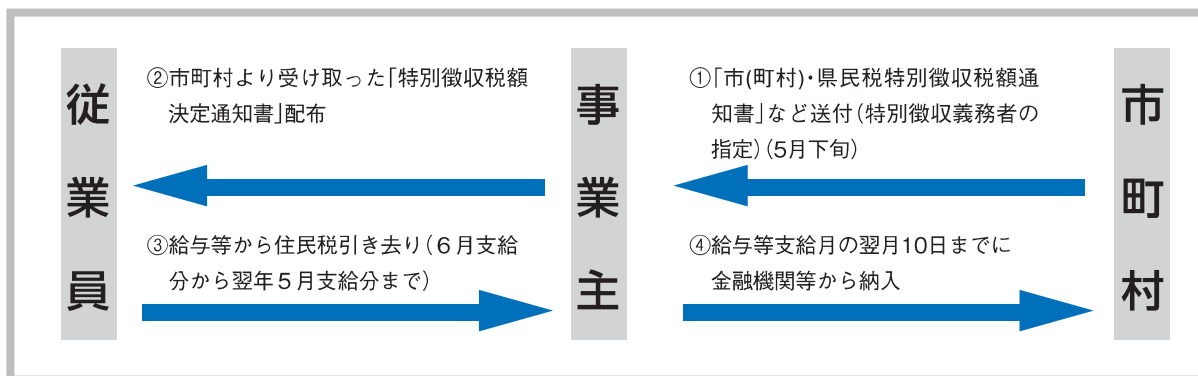


個人住民税の特別徴収

個人住民税は、所得税と同じく
事業主による特別徴収が必要です。

- 所得税の源泉徴収義務のある事業主の皆様は、**事業所等に勤務する従業員の個人住民税の特別徴収(給与引き去り)**が必要です。
- 原則として、パート、アルバイト等を含む全ての従業員を対象に、**6月支給の給与から個人住民税の引き去り**を行うこととなります。
- 事業主の皆様は、市町村から特別徴収税額決定通知書と納入書などを送付しますので、ご確認の上、特別徴収開始の準備をお願いします。



個人住民税の特別徴収に関するお問い合わせ先

浜松市 市民税課(特別徴収グループ)	☎ 053-457-2142
湖西市 税務課(市民税係)	☎ 053-576-1218
静岡県浜松財務事務所 管理課	☎ 053-458-7159

自動車税のお知らせ

納期限は

平成30年 5月31日(木)です。

今年も納期限までの納付をお願いします。

納期限までは、コンビニエンスストアでも納付ができます！



お問い合わせ先 静岡県浜松財務事務所 自動車税課 ☎ 053-458-7132